

浄化槽の法定検査を 必ず受けましょう！

法定検査は、使用開始後の検査と毎年一回の検査があります。

法定検査は、受検する義務があります

浄化槽は、定期的な保守点検・清掃はもちろん、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。

適正な維持・管理が行われなければ、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。浄化槽を設置・管理している人は、必ず法定検査を受検しましょう。

申し込み方法

検査は県知事指定検査機関との契約が必要です。契約書は指定検査機関に送付してもらうか、環境整備課に備え付けのものを利用してください。

県知事指定検査機関

検査の詳しい内容は各検査機関にお問い合わせください。

- ▷ (公社) 広島県環境保全センター
(☎082-849-6411)
- ▷ (公社) 広島県浄化槽協会
(☎082-569-5540)

◎使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。県知事指定検査機関に依頼し、使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、検査を受けてください。

検査項目

- ▷ 浄化槽の設置状況とポンプの稼動状況、悪臭・蚊・ハエなどの発生状況、消毒の実施状況などの確認
- ▷ 放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に機能しているかを検査

◎毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能が十分に発揮されているか確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を必ず受けてください。

検査項目

- ▷ ポンプの稼動状況、悪臭・蚊・ハエなどの発生状況、消毒の実施状況などの確認
- ▷ 放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に機能しているかを検査
- ▷ 保守点検・清掃の記録などをチェック

浄化槽の各種届け出

- 各種届け出は、変更があった日から30日以内に環境整備課へ提出してください。届出用紙は市のホームページからダウンロードするか、環境整備課にお問い合わせください。
- ▷ 浄化槽使用廃止届出書…下水道接続・建物取り壊しなどで浄化槽を廃止した場合は提出してください。
 - ▷ 浄化槽管理者変更報告書…建物の売買や、浄化槽管理者を変更する場合は提出してください。

- ▷ 浄化槽休止届…自宅や持ち家が転勤・転居などで空き家になり、1年以上生活することがなくなる場合は提出してください。休止するには保守点検および清掃契約をしている業者に相談してください。
- ▷ 浄化槽再開届…休止していた浄化槽を再度使う場合にも手続きが必要です。保守点検および清掃を契約している業者などに相談してください。

市のホームページ

府中市 浄化槽 検索



問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)